

かながわブランド販売促進支援事業に係る助成金交付要領

第1 目 的

登録団体がかながわブランド登録品について、パンフレット等資材作成によるPR及びJA直売所や量販店、朝市等イベントへの出店等を通じ、かながわブランドの認知向上・販売促進をめざして実施する事業に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

第2 助成対象及び助成金額

1. 助成対象

登録団体がかながわブランド登録品の販売促進・消費拡大等を目的として実施する事業への取り組みに係る経費とする。

2. 助成金額

助成金額は助成対象に定める取り組みに要した金額を限度とし、1登録品につき4万円を年間の上限とする。但し1登録団体あたりの助成金額の総額は、12万円を年間の上限とする。

第3 助成金の交付申請

1. 登録団体は実施する事業の内容について交付申請書(様式1)をかながわブランド振興協議会会長(以下「会長」という)に提出する。
2. 前項の書類の提出を受けた会長は、申請書の内容を審査の上、かながわブランド販売促進事業助成金交付決定通知書(様式2)により申請者に通知する。

第4 事業実施報告書の提出と交付

1. 助成金の交付決定を受けた者は、助成事業終了後速やかに事業実施報告書兼請求書(様式3)に必要な資料を添付し会長に提出しなければならない。
2. 前項の書類の提出を受けた事務局は、30日以内に申請者に助成金を支払うものとする。

第5 その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関して必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

- 平成24年5月29日 一部改正
- 平成25年5月30日 一部改正
- 平成29年5月31日 一部改正
- 令和元年5月30日 一部改正
- 令和2年6月5日 一部改正

○令和3年5月26日 一部改正

○令和4年5月31日 一部改正